

東京電力福島第一原子力発電所の事故への 対応と安全対策等に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から1年8か月が経過したが、今なお収束の見通しが立っておらず、多くの住民が困難な状況に直面しているほか、その影響は全国に及んでいる。

現在、都市自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減を図るべく、放射能対策や放射性物質の除染対策に全力で取り組んでいる。

しかし、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、その事故処理、放射能除染対応、安全対策等について、国は事業者とともに縦割りを排除し総合的かつ全面的な責任のもとに実施しなければならないものである。

よって、国は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、正確な情報の迅速な公表、原子力安全・防災対策の充実、更には、新たなエネルギー政策の構築に向けた対応など、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金の対象事業については、放射能災害対策事業などにも幅広く交付金を活用するなど制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、次年度以降も必要な予算を確保すること。
- ② 原発事故に伴う市税の減収分については、原子力損害賠償審査会の中間指針で原則対象外としているが、明らかに損害が発生している現状を踏まえ、財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質を含む稲わらや汚染堆肥をはじめ、浄水発生土、下水汚泥や除染に伴い生じる土壌、汚染廃棄物の処理等、減容化施設、仮置場・中間貯蔵施設・最終処分場の設置や一時保管の期間、将来にわたり影響を与えない最終処分方法について、具体的対応方針を示し、国が主体的に住民説明を行うとともに、国有地等の活用についても主体的に省庁間の調整を行うなど、責任をもって迅速に対応すること。特に除染実施計画が策定され除染作業が本格化しているこ

とから、効率的な除染を行うため除染廃棄物の明確な処理・処分方法等を早急に示すこと。また、処分場のある自治体住民の理解が得られない場合は、国の責任において処分場を確保すること。

さらに、仮置場、保管場所及び最終処分場の確保のために生じた費用について、財政措置を講じること。

- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染に係る研究を推進するとともに、除染方法や手順を現場にて柔軟に対応できるよう運用を見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。

また、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。

- ③ 重点調査地域の指定を受けていない地域に対しては十分な情報提供と説明、放射能監視体制の強化、都市自治体が独自に実施する監視測定やマイクロホットスポットの除染及び除去土壌の処分等を行う経費に対し、財政的支援を実施すること。

また、同地域におけるホットスポットの土壌等の除染対策や保管、最終処分場への受入れ及び処分方法等についての基準の早期制定を図るとともに、除染に対する国と都市自治体の役割を明確にすること。

- ④ 焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、土壌などの放射性物質を含む廃棄物の処理については、放射能汚染濃度に関わらず、都市自治体に負担させることなく、国の責任で処理すること。なお、国が処分することになっている 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、早急に処分する時期を示すこと。

また、基準値以下でも各自治体単独での処分場の確保は困難であることから、国において処分場を確保すること。

- ⑤ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の除染実施計画策定経費について、平成 24 年度以降においても財政措置を講じること。

また、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の見直しを行い、都市自治体を実施した除染に関連するすべての経費について、財政措置を講じること。

- ⑥ 都市自治体が除染に要した費用については、関係省庁間で連携を図り、一括して都市自治体に交付するとともに報告事務を簡素化すること。

- ⑦ 公立・私立を問わず、高校・大学における除染費用について、財政措置を講じること。

- ⑧ 除染作業等に伴い生じた剪定枝、稲わら・たい肥等の副産物や、出荷制限となった農産物等の処分について、抜本的な対策を講じること。
- ⑨ 飼料の暫定許容値引下げによって大量に発生した平成 23 年産汚染牧草の一時保管施設の設置と農家保管が長期化する場合の安全確保対策を講じること。
- ⑩ 農業系廃棄物は放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下と超過するものが混在していることから、処分方法や費用負担において、8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても指定廃棄物と同様に取り扱うこと。
- ⑪ 河川や森林の除染に関し、その具体的対応方針を示すとともに、国の責任において迅速に対応すること。
- ⑫ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。
- ⑬ 航空機・車両を利用したモニタリング調査・定点観測など、放射能に対する常時監視を継続的に実施すること。

また、農水産物などに対するモニタリングも継続的に実施し、その安全性についての確な情報を迅速に発信すること。
- ⑭ 大気中並びに土壌の放射線量に関して、早急に運用の統一基準を示すこと。

また、測定した値が統一基準値を超えている場合、自治体及び学校等が講じべき具体的放射線量低減策を示すとともに、自治体が実施する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用について、財政措置を講じること。
- ⑮ 販売できないしいたけ、使用できないほだ木の現実的な処分方法及びほだ場の効果的な除染方法を提示すること。
- ⑯ 民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応じて都市自治体が行う対策に対し、全面的な支援を行うこと。
- ⑰ 湖沼等における除染など、内水面漁業への対策を速やかに講じること。
- ⑱ 土壌、廃棄物、空間線量等に係る放射性物質の基準値について、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。
- ⑲ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準を明確にし、放射線量による測定を可能とすること。
- ⑳ すべての除染に係る費用について、平成 24 年度以降も特別交付税の対象とするとともに、下水汚泥、浄水発生土等の処理についても算定項目に加えること。

(3) 食品の安全確保対策への支援について

- ① 給食の食材をはじめとする食の安全安心を確立するため、国と地方の役割の明確化のもと、農水畜産物等に含まれる放射性セシウム等放射性物質の検査体制を早急に確立するとともに、先んじて対応した市町村の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。
- ② 米の全量・全袋検査等の経費については、全額、国が責任を持って財政措置を講じるとともに、平成 24 年産米で 100Bq/kg 超の米が検出された場合の処分と賠償、更に試験圃場で栽培された米の処分について、責任を持って実施すること。
- ③ 水田土壌の交換性カリウム濃度のための土壌診断を実施するとともに、カリ肥等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、全ての農地を支援対象とし、国がその全額を負担すること。
- ④ 都市自治体の災害用備蓄品について国等が総合的な情報管理を行い、大規模災害における摂取制限等の緊急時において、飲料水などを効率的に被災地に届けるシステムを確立するなど、全国規模でのバックアップ体制を構築すること。
- ⑤ 最終消費段階において食品の安全性を確認するため、給食用食材の放射性物質検査の実施経費について、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 小中学校における学校給食の安全性を確保し、安心して提供できるよう、食品の市場流通段階におけるモニタリング検査の充実・強化及び情報の積極的かつ適切な公表を行うとともに、児童生徒に与える影響を明確にし、保護者に対する不安の解消に努めること。
- ⑦ 飲料水、食品等に係る放射性物質の基準値について、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。

(4) 風評被害の防止について

- ① 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の検査体制の充実、安心・安全な食糧の認証体制の確立など、消費者の不安解消につながる措置を早急に講じること。
- ② 食品中の放射性物質について基準値を下回った農産物は安全・安心であることを、消費者に対して積極的に P R を行い、冷静な判断材料を提供すること。
- ③ セミナー・講演会の開催や各種広報媒体の活用を図るなど、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、国民の放射線等に対する正しい理解を深め、国民の不安の解消と風評の払拭に努めること。

- ④ 風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等コンベンションの開催・誘致等幅広い施策を講じること。

(5) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原発事故により風評被害を受けた全ての観光業者及び商工業者や水揚げ自粛を余儀なくされる漁業者とその影響を受ける加工流通業者、農産物・農産加工品の出荷制限や出荷自粛、風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
- ② 企業誘致及び土地取引における売上減少等については、幅広く賠償の対象とすること。
- ③ 損害賠償手続きの更なる簡素化と迅速な対応を行うこと。
- ④ 原発事故に伴って、都市自治体が実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とすること。また、市民や企業が自ら除染した場合の費用については、東京電力へ直接求償する仕組みを早急に確立すること。
- ⑤ 平成 24 年 1 月以降の自主避難等に係る損害について、目安となる累計を示すなど、手続きに混乱が生じることがないように、また被害の実態に見合った賠償がなされるように努めること。
- ⑥ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力等が主体となり各種相談窓口の一元化を図るとともに、その窓口については、被災地に設置すること。
- ⑦ 被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。
- ⑧ 自治体への賠償について、早急に支払基準を策定し、支払いを行うこと。
- ⑨ 埋立処分が可能としている放射性セシウム 8,000Bq/kg以下の焼却灰などの処分等に係る費用に対して、東京電力による損害賠償の対象とするための措置を講じること。
- ⑩ 国による財政措置が難しい部分等については、東京電力への求償方法を確立するなど、除染等をはじめとする放射能問題に係る費用の全額確保に向け、必要な対策を講じること。
- ⑪ 災害廃棄物受入れにより生じた風評被害については、すべてを賠償の対象とすること。

(6) 住民の健康確保について

- ① 原発被災地に不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、避難等指定区域以外の地域でも、医療従事者の流出による人手不足が深刻化し

ていることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により対策を講じること。

- ② 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や外部被ばく量を測定するための個人線量計（バッジ式線量計）について財政措置を講じること。また、特定健診・がん検診等については、全国の医療機関において健診を受けられる制度を創設すること。
 - ③ 放射線の影響による健康影響調査について、福島県以外の地域にも実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準や方針を示すとともに、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施すること。
 - ④ 原子力災害の影響が少しでもあると思われる全国の自治体に安定ヨウ素剤を事前に配備するとともに、服用指示に係る情報伝達方法の再整備や安定ヨウ素剤の効果、副作用、服用時期等の住民への周知に努めること。また、子どもが内服しやすいよう薬剤の改良に早急に努めること。
 - ⑤ 子どもの育成環境整備のため、屋内運動施設や屋内遊び場の整備に係る助成制度の創設及び管理、運営に要する経費に対する財政措置の拡充を図るとともに、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用について、全額を負担すること。
 - ⑥ 介護保険制度について、警戒区域外の地域の被保険者分の保険料及び利用者負担額の減免について、全額国庫補助の対象とすること。また、平成 24 年 2 月で減免期間が終了となった食費・居住費について、請求の遅れ等により本年度で支出することとなる償還分についても、全額国庫補助の対象とすること。
 - ⑦ 放射線の影響下での生活を強いられている住民の健康を将来にわたって守るため、最先端医療研究機関をはじめ、国等の研究機関を立地促進させること。
 - ⑧ 放射性物質が人体や環境に及ぼす影響等に係る正確な情報を一元的に管理し、放射線に関する正しい知識の啓発等を図ること。
 - ⑨ 子どもに対する健康調査について、法整備や国としての対応方針を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査を実施する自治体に対して財政措置を講じること。
- （7）自主避難者等に対する生活再建支援について
- 原発事故に伴う避難等指定区域以外の地域における自主避難者等に対しても、

災害公営住宅に準じた支援措置を講じること。

(8) 産業の流出防止と支援について

- ① 産業の流出を防ぎ雇用の確保を図るため、幅広い業種の企業を対象とした、電気料金等公共料金の優遇等の優遇策を講じること。
- ② 原子力災害からの一日も早い産業復興を図るため、ふくしま産業復興企業立地補助金の予算を大幅に拡大すること。
- ③ 生活の安定、雇用の確保を目的とする復興工業団地の整備については、整備主体市町村に対して、最大限の直接的な財政措置を講じること。
- ④ 農業者戸別所得補償制度において、原発事故の影響を受けた米価については別枠で補償するなど、生産者の実情を勘案し対応すること。
- ⑤ しいたけ生産者などの甚大な被害を受けて苦境に立たされている生産者を救済するため、生産活動に対する緊急助成制度の創設など、生産再開に向けた迅速かつ万全な措置を講じること。
- ⑥ 地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援を早急に講じること。

2 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じること。特に、安全審査指針の見直し等も含めた抜本的な対策を検討し、原子力施設の安全対策に速やかに反映させること。
- ② 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。
- ③ 未実施の安全対策を早期に実施するとともに、活断層・破砕帯の調査実施及び使用済燃料の中間貯蔵対策の強化を図ること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、原子力施設から一律的な距離とせず地形・気象条件等を十分考慮した防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大など防災体制の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

- ② 防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から 30 kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築を図ること。
- ③ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルートの確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うとともに、防護服の配備等に対する財政措置を講じること。
- ⑤ 地方の地域防災計画策定に対しては、必要な判断基準等を示すとともに、防災体制整備等への財政措置を講じること。
- ⑥ 原子力発電所に隣接する都市自治体においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑦ 都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。

(3) 原発事故に対する情報伝達システムの再構築について

- ① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- ② 原発事故に関する情報について、市町村及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
- ③ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の情報端末を都市自治体に配備すること。

(4) 「安全協定」の位置付けの明確化等について

原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制上の位置付けを明確化すること。

(5) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について

安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、事故検証を踏まえ、

薬事法等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。

(6) 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について

広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。

(7) 原子力発電施設以外の安全対策について

原子力発電施設以外の放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

3. 新たなエネルギー政策の推進について

(1) 電力の安定供給の確保等について

- ① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。

特に、スマートグリッドなどをはじめとする効率的・安定的な電力供給体制を整備促進するとともに、電気事業法に係る特定供給に関する規制緩和を図ること。

- ② 「自由化部門」の電気料金の引上げが企業活動に影響を及ぼすことから、料金体系の再構築を図るとともに、現在の電気料金の算定方式である「総括原価方式」の抜本的見直しを図ること。

- ③ 原子力発電所の再稼働における判断に当たっては、明確な安全基準に基づく万全な対策や情報提供を行うとともに、立地地域や周辺自治体等の意見を踏まえた上で慎重に行うこと。

(2) 将来にわたるエネルギー政策の推進について

- ① 地球環境の保全と国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果的・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、新たなエネルギー政策を国民的議論を尽くした上で、着実に推進すること。

また、同政策の推進に当たっては、国と地方の役割分担を明確化し、政策実現のための総合的な工程を示すとともに、都市自治体が実施する再生可能エネルギー等の普及及び温室効果ガス削減施策に対し、十分な支援を講じること。

- ② 全国にあるLNG貯蔵・発電機能の更なる強化を図るなど、優位性の高いLNGの更なる活用を図るとともに、供給網のインフラ整備を促進すること。